

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>&lt;仕様書2（1）及び全般&gt; 2026年5月に広島で開催されるATCM48への我が国の対応上、本業務に関し早期の情報収集や環境省へのインプットが求められることはありますでしょうか。例えば、仕様書2（1）第2、第3パラの資料作成に英語版の要求がありますが、ATCM48への対応と関連はありますでしょうか。</p>	<p>「ATCM48への我が国の対応上、本業務に関し早期の情報収集や環境省へのインプット」を求めることは想定していません。英語版の資料作成については、ATCM48とは関連はありません。なお、本業務の成果物を、次年度以降のATCMにおいて活用することは考えられます。</p>
2	<p>&lt;仕様書2（1）第2パラ及び第3パラについて&gt; 資料作成について、日本語版及び英語版とありますが、日本語版で作成して確定したうえで英語版にするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	<p>&lt;仕様書2（1）第4パラについて&gt; ヒアリング対象属性にあげられている「南極地域観測事業に関する国外有識者」にヒアリングを実施する際はオンライン前提（海外出張や「対面は都内想定」に伴う招聘等はなし）という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
4	<p>&lt;仕様書2（1）及び（2）のヒアリング（対面）について&gt; 仕様書2（1）及び（2）の対面ヒアリング場所として都内想定とありますが、先方が都外の場合は訪問して実施する想定でよろしいでしょうか。それとも都内に招聘する必要がありますでしょうか。</p>	<p>本業務は、都内在住の有識者に対してヒアリングをする想定で設計されています。都内在住の有識者以外の有識者に対してヒアリングをすることがより質の高い業務の成果が得られるという場合は、仕様書「8. その他」（1）に基づき、環境省担当官と協議し、対応を検討させていただきます。</p>
5	<p>仕様書3. 業務内容（1）環境上の緊急事態の判断の考え方に関するガイドライン作成に係る情報の収集、整理、分析にて、ワーキングペーパー（WP）及びインフォメーションペーパー（IP）を対象に50程度の文書が事案の収集整理の対象と想定されておりますが、WPやIPに限らず他国の事例や文献などで適切な事例があれば整理対象として良いでしょうか。</p>	<p>仕様書「8. その他」（1）に基づき、環境省担当官と協議のうえであれば、整理対象として差し支えありません。</p>